

# 発 言 通 告 書 （ 質 問 ）

次のとおり、(1. 一般質問) 2. 施政方針に対する質問 3. 緊急質問) の通告をいたします。

平成 25年 2月 日

富士市議会議長様

富士市議会議員 小池智明 印

受 付 No. ....
平成 年 月 日
午(前・後) 時 分
受理者

( 小池智明議員 2- 1 )

発言項目	スポーツ・文化行政の市長部局への移管について	
	要 旨 (具体的に記入してください)	答弁を求める者
	<p>わが国では、これまでスポーツは学校体育を基本に発達し、また文化・芸術活動も学校教育の中で親しみ、体験・興味を持つことをきっかけに、大人になってから更にその幅が広がるなど、学校＝教育の中でその基礎が造られ発展してきた。</p> <p>私は、このような背景の中で、行政機関においては、スポーツ・文化面は教育委員会が所管してきたものとする。</p> <p>一方、平成 20 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、「地方公共団体は、条例の定めるところにより、地方公共団体の長が、スポーツに関すること（学校における体育に関するものを除く）、または文化に関すること（文化財の保護に関するものを除く）のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することができる」こととなった。</p> <p>これは、教育における地方分権の推進の一環としての改正であり、スポーツや文化・芸術が、教育分野だけでなく、地域振興や高齢社会における健康づくり等の面での役割や比重が高まってきている中で、各自治体の判断で取り組むことが望ましいとする考え方だと思われる。</p> <p>富士市においても、スポーツ観光を通じた地域活性化や、子どもから高齢者までが日頃からスポーツに親しむことによる体力・健康づくり、紙文化を活かしたシティプロモーションなど、市長部局と強い連携・調整の下で進めることが必須の施策が増えている。</p> <p>こうした中で以下の質問を行う。</p>	<p>市長及び教育長、担当部長</p>

- |  |  |
|--|--|
| <p>(1) これからの富士市のまちづくり、活力づくりにおけるスポーツ行政、文化行政の役割を、従前と比較した場合、どのように考えるか</p> <p>(2) 現在、スポーツ行政、文化行政は教育委員会が所管しているが、仮に市長部局が所管するとした場合、それぞれのメリット、デメリットについて、現段階ではどのように考えるか</p> <p>(3) 国内、県内自治体におけるスポーツ行政、文化行政の市長部局への移管の検討及び移管状況はどのように把握しているか</p> <p>(4) スポーツ行政、文化行政の市長部局への移管について検討を始める考えはないか</p> |  |
|--|--|